

# くらしの法律救急箱

## 第43回 生前贈与のギモン

生前贈与とは？

A<sub>1</sub>

生前贈与とは、一般に、財産の贈与のうち「遺産の前渡し」と捉えられるものを指し、親が、子の代に早期に資産を移転して有効活用を図る、相続争いを避けるといった目的で行われるほか、相続税対策としても注目されています。

相続税対策として捉えると、年110万円までの非課税限度額の範囲で実施する方法や、数百万〜数千万円というまとまった額を対象とする住宅取得等資金贈与や教育資金贈与などがあります。

生前贈与が有効となる要件は？

A<sub>2</sub>

生前贈与も「贈与契約」であることに変わりはありませんので、あげる人（贈与者）ともらう人（受贈者）が合意していることが必要です。

例えば、贈与者の資金が受贈者名義の口座に入っていたとしても、受贈者がお金のことを一切知らなかったとすれば、「あげる」「もらう」という意思の合

Q<sub>1</sub>

致が認められず、贈与は成立していません。贈与契約書は法的には必須ではありませんが、税務面の処理が関係することから、実態に即した書面を作成しておくのが望ましいでしょう。

生前贈与を行えば、相続争いは避けられますか。

A<sub>3</sub>

生前贈与が相続人（特に子）のうち特定の人に対してのみ行われると、他の相続人が不満を持ち、かえって相続争いに発展する傾向があります。親としては、考えた末の贈与だったとしても、財産をもらえなかった子がそれに納得するかどうかは分かりません。

なお、法律には、もらった人ともらえなかった人の公平を保つための規定があります。被相続人が生前贈与によって、結婚資金や住宅の購入資金などの援助を行っていた場合、それらの援助は「特別受益」とみなされます。

相続人の中に特別受益を受けた人がいた場合には、相続が開始した時点での財産（遺産）に特別受益の額を加算した上で、これを法定相続人に分配し、特別受益を受けていた人については、分配された額から、特別受益分を差し引いた額を相続することになります。もらった人がこのことを承知した上で贈与を受けてい



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

ればよいのですが、贈与時に、「将来、贈与された分を持ち戻す必要があるかもしれないとは知らなかった」という場合は、持ち戻しをさせられること自体に納得ができず、結果的に、相続人の間の感情の対立が深刻化することもあります。

**Q4**

**住宅取得等資金などの贈与は、遺産分けにどのように影響しますか。**

**A4**

子や孫が、父母や祖父母から、住宅購入や大規模改築などの資金をもらう場合には、贈与税の非課税限度額が設けられており、その枠までは贈与税がかかりません（適用期間の制限あり）。経済的な余裕があるとされる60代以上の親世代から、子世代への財産の移転として活用されることが多いように思われますが、このように、子が親から住宅資金の援助を受けることは、まさに「特別受益」に当たります。**Q3**のとおり、将来の親の相続時に、他の相続人から「金銭援助は特別受益に当たる」という主張が出れば、相続財産に持ち戻して相続分を計算する必要がある、遺産の額によっては、援助を受けた子が金銭的な持ち出しを余儀なくされる場合もあるでしょう。

つまり、特定の子にだけ援助を行うことは、同時に、

将来の相続争いの原因ともなりかねないので、紛争を避ける観点からは、他の相続人への配慮も検討しておくべきでしょう。

**Q5**

**孫の教育資金の一括贈与は、遺産分けにどのように影響しますか。**

**A5**

祖父母から孫への教育資金の贈与が行われた後、祖父母が亡くなった場合、相続人はその孫の親（祖父母から見ても子）となります。先ほどの特別受益の問題は、「相続人の中で特別受益を受けた人」について起こる問題であり、孫が相続人でない場合は特別受益とはならず、相続財産に持ち戻す必要はありません。

ただし、教育資金贈与が行われた時点で、すでに孫の親（子）が亡くなっている場合は、孫は親に代わって祖父母の相続人（代襲相続人）となり、特別受益として相続に影響するので、注意が必要です。

なお、この教育資金贈与が特別受益に当たらないとしても、複数の孫のうち特定の孫だけに行われると、もたえなかった孫の親（子）の不満を呼ぶのではないのでしょうか。極端な「えこひいき」は争いのタネになるかもしれません。